



間知ブロックマトメ吊クランプ
KBC 500WH
KBC 500WA (オートタイプ)

取扱説明書

- この取扱説明書は、クランプの基本的なご使用方法および扱い方について説明しております。ご使用前によくお読み頂き、安全作業のため使用上の注意を守って正しくお使い下さい。

SUPERTOOL

スーパークランプのご使用について

このたびはスーパークランプをお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。スーパークランプは、くびれのある間知ブロックの運搬専用吊具として開発された省力吊具です。

正しいご使用のお願い

作業の安全と能率を高めるため、本書の取り扱い要領を充分にご理解頂いた上で、安全にご使用下さいますようお願い致します。

最高の能率と経済性

細かい点にまで配慮されたスーパークランプの持つ高度な機能と合理性および用途の広さは最高の能率と経済性を発揮します。

安全性には格別の配慮

特に安全面については、定格容量の3倍(または2倍)の荷重による引張試験など、十分な安全性を求めるとともに製品個々に検査番号を付記するなど、格別な配慮を致しております。

「生産物賠償責任保険」付き

スーパークランプは万が一に備え通常の使用条件の下で品質上の欠陥により発生した損害に対し、総額「最高5億円」のお支払いのできる「生産物賠償責任保険」に加入致しております。ただし故意・使用法の誤り(不安全行為)・クランプの消耗により発生した損害は補償の対象となりませんので、ご注意ください。なお、本クランプに添付されている生産物賠償責任保険登録書(返信はがき)に所定の項目を記入の上、必ずクランプご使用前に郵便ポストへ投函して下さい。(日本国内のみ有効です。)

安全上のご注意

玉掛け用クランプをご使用になる前に、必ずお読みください。

玉掛け用クランプ（以下、クランプという）の使い方を誤ると、吊り荷の落下などの危険な状態になります。

ご使用前に、必ずこの取扱説明書を熟読し、正しくお使い下さい。

クランプを購入され使用される事業主はもとより、作業される方に『クレーン等安全規則』『玉掛け用クランプの作業マニュアル』『貴社の作業基準』などを教育し、作業される方が、クランプの知識・安全の情報・そして注意事項の全てについて習熟されたことを確認の上、作業に従事させて下さい。

「玉掛け安全協議会」では、この取扱説明書に使用する注意事項を『危険』『注意』の2つに区分しています。



危険

取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。



注意

取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合、および物損的損害が想定される場合。

なお、**△注意**に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも重要な内容が記載されていますので、必ず守って下さい。

●記号の説明



・**△注意** 記号は、危険・注意を促す内容がある事を告げるものです。図の中に具体的な注意内容が記載されています。



禁止

記号は、禁止の行為であることを告げるものです。



指示

記号は、行為を強制したり、指示したりする内容を告げるものです。図の中や近傍に具体的な指示内容が記載されています。




（右図の場合は2点吊り）









2点吊り

※ お読みになった後は、お使いになる方がいつでもご覧になれるところに必ず保管して下さい。







1. 取り扱い全般について

 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ●取扱説明書、および注意タグまたは注意銘板の内容を熟知しない人は使用しないで下さい。 ●法定資格のない人は、絶対にクレーン操作、玉掛け作業をしないで下さい。 (クレーン等安全規則第221条・第222条) ●吊り上げ運搬中や反転作業中には、吊り荷の落下、転倒範囲内に立ち入らないで下さい。(クレーン等安全規則第28条・第29条) ●玉掛け作業以外には、使用しないで下さい。 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●作業開始前の点検や定期点検を必ず実施して下さい。 (クレーン等安全規則第217条・第220条) 	 指示



2. 作業前の確認について





 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ●作業方法に適合しないクランプは、使用しないで下さい。 ●クランプの変形、亀裂、作動不良、摩耗等異常のあるものは使用しないで下さい。 ●吊り荷の条件が次の場合は、クランプを使用しないで下さい。 (ぜい性材、高硬度材、および低硬度材や強度の著しく低い材料、つかみ部の勾配が抜け勝手に8°以上ある部材) 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプ本体に表示された型式、基本使用荷重、開口寸法、定期点検済表示を確認して下さい。 ●吊り荷の荷重が、使用するクランプの基本使用荷重の許容範囲内であること。 ●吊り荷の板厚が、使用するクランプの許容範囲内であること。 	 指示
 注意	
<ul style="list-style-type: none"> ●環境の条件が次の場合は、クランプを使用しないで下さい。 (吊り荷の温度が150℃以上の高温、および-20℃以下の低温、酸・アルカリ等の溶液中、および雰囲気中) 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプに使用するスリングは、玉掛け作業に適合したものを使用して下さい。 	 指示

3. 使用方法と玉掛け作業について






 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ●1点吊りで、クランプを使用しないで下さい。 ●クランプで、次のような吊り方は使用しないで下さい。(重ね吊り、当て物吊り、段吊り、共吊り、および横つかみ吊り) ●クランプで、鋼矢板の引き抜き、およびそれらの立吊り作業をしないで下さい。 ●強風時、危険が予想される場合は、クランプを使用しないで下さい。 ●油圧ショベルでは、クランプを使用しないで下さい。 (玉掛け作業に適したフック等を装備した場合は、「労働安全衛生規則第164条」および「労働基準局通達基発542号」によること。) 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプの取り付けは、2個以上のクランプでバランスを保つ位置に取り付け、吊り荷の安定を図るようにして下さい。 	 2点吊り
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプの吊り角度、および掛け幅角度は、型式にあった規定の角度以内であること。 ●クランプの開口部の奥まで、差し込んで下さい。 ●ロック装置付きのクランプを使用する場合は、必ずロックを掛けて使用して下さい。 	 指示
 注意	
<ul style="list-style-type: none"> ●吊り荷のつかみ部に、油、塗料、スケール、サビ等の付着物がある場合は、使用しないで下さい。 ●クランプを投下したり、引きずったりしないで下さい。 	 禁止

4. クレーンの操作について

 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプの基本使用荷重を越える吊り荷は、絶対に吊らないで下さい。 ●吊り荷やクランプに、衝撃荷重が働くようなクレーン操作はしないで下さい。 ●クランプで吊った荷に、人は乗らないで下さい。また、人の乗る用途には、絶対に使用しないで下さい。 ●クランプで、地球吊りをしないで下さい。 ●吊り荷を吊り上げ中に、クランプのロックを開放しないで下さい。 ●吊り荷から取り外したクランプを、再度吊り荷に引っ掛けたり、隣接の部材に当てたりしないで下さい。 	 禁止

<ul style="list-style-type: none"> ●クレーンで巻き上げる時、吊り環に荷重が掛かった時点で、一旦停止して、安全確認（差し込み深さ、ロック状態）をして下さい。 ●着地前に一旦停止して、次の事項を確認して下さい。（吊り荷の傾き、転倒、および着地場所とその周辺の安全確保） 	 指示
 注 意	
<ul style="list-style-type: none"> ●吊り荷を引きずるようなクレーン操作はしないで下さい。 ●クランプで吊り荷を吊ったまま、クレーン（巻き上げ機等）の運転位置から離れないで下さい。 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●クレーンの巻き上げ・巻き下げは、静かに丁寧に行って下さい。 	 指示

5. 保守点検・保管・改造について

 危 険	
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプ、および付属品の改造は、絶対にしないで下さい。 ●クランプ、および付属品に溶接、加熱などをしないで下さい。 ●当社純正部品以外は、絶対に使用しないで下さい。 ●修理が必要なクランプは、別の場所に保管し、誤って使用されないようにして下さい。 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●保守点検、修理は、事業者が定めた専門知識のある人が行って下さい。 ●保守点検で異常があった時は、そのまま使用せず、ただちに補修、または廃棄して下さい。 ●クランプの可動部、カム、パッド等にかみ込んだ塗料・汚泥等を除去して下さい。 	 指示
 注 意	
<ul style="list-style-type: none"> ●保守点検、修理をする時は、必ず空荷（吊り荷がない）の状態で行って下さい。 ●保守点検、修理をする時は、点検作業中の表示（『点検中』等）を必ず行って下さい。 ●クランプの回転部分（ピン回り）・ガイド溝等、摺動部に必ず注油して下さい。 ●クランプは必ず室内に保管して下さい。 	 指示

【ご 注 意】 分解・組み立てに伴う検査項目・点検基準は、取扱販売店、または当社営業所までご用命下さい。

間知ブロックマトメ吊クランプ

KBC500WH KBC500WA

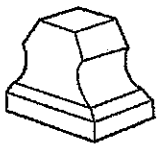
■用 途

間知ブロックの運搬、積み込み、積み降ろしに最適な専用クランプです。

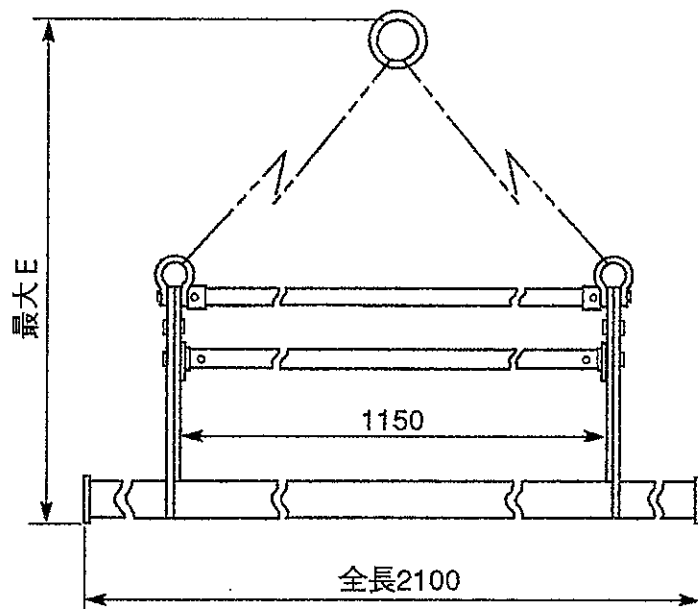
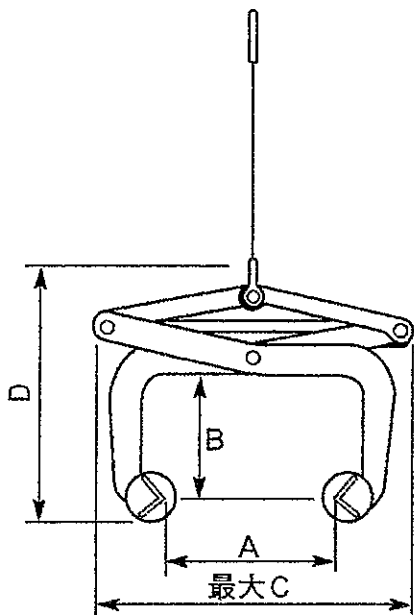
■特 長

1. 間知ブロックを最大7個までまとめて吊り上げ可能で、作業のスピード化が図れます。
2. KBC500WHはクランプを着地させると、ストッパーが自動的に掛かり開放ロック状態となり、クランプの取り外しの手間が省けます。
3. KBC500WAはオート(自動着脱)式ですので従来の手動式吊具より作業のスピード化が図れます。

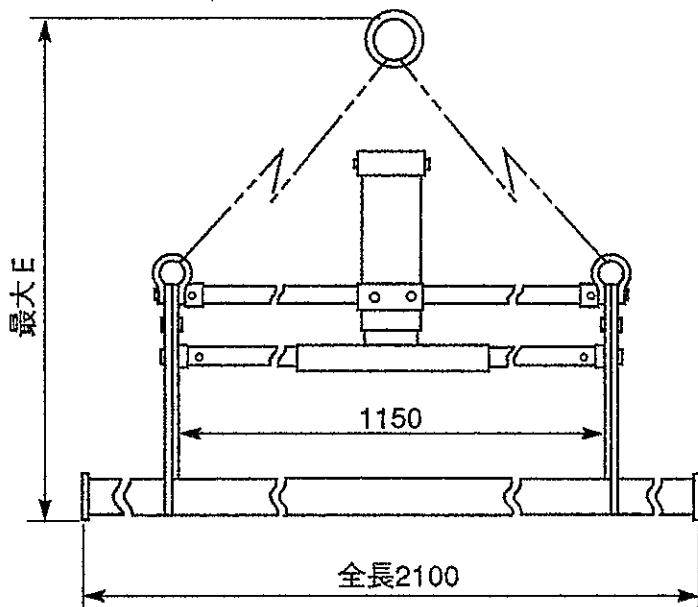
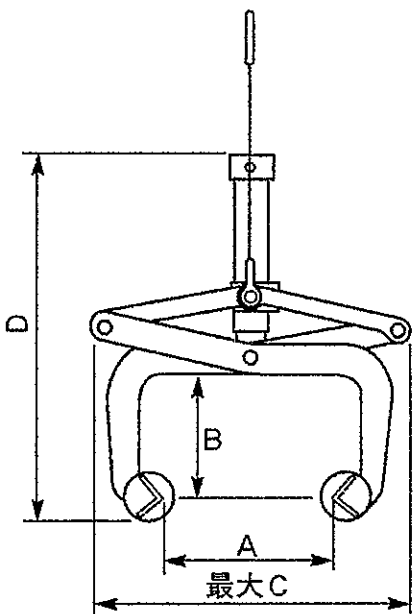
■仕 様

品 番	容 量 (kg)	クランプ範囲 (mm)	質 量 (kg)	つかめる間知ブロック形状
KBC500WH	500	60~270	48	くびれのあるもの
KBC500WA	500	60~270	56	最大7個 

KBC 500WH



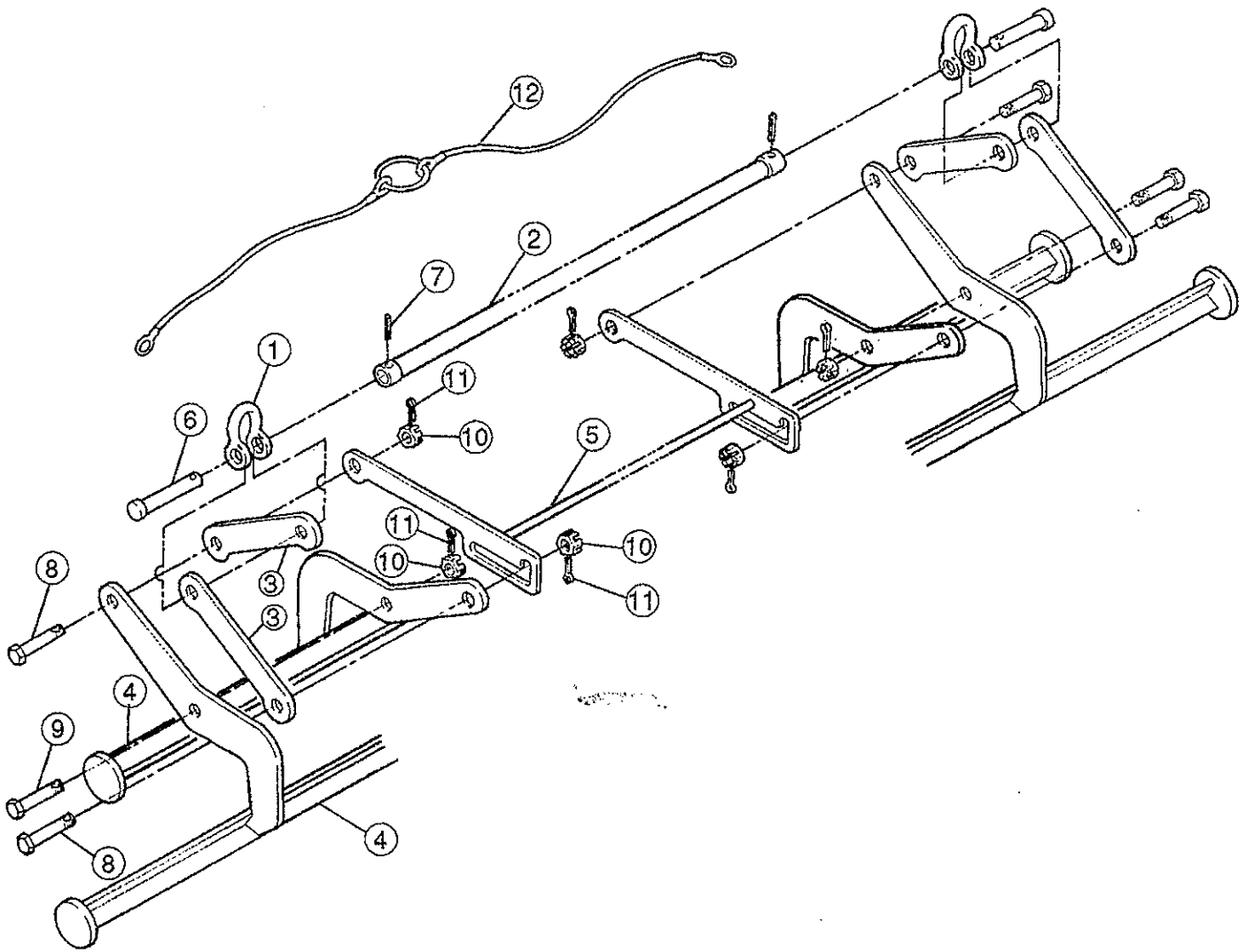
KBC 500WA



品番	寸法 (mm)				
	A(最大開口巾)	B(つかみ高さ)	C	D	E
KBC 500WH	300	230	600	470~780	2770
KBC 500WA	300	230	600	700~1010	2770

■部品名称

KBC500WH



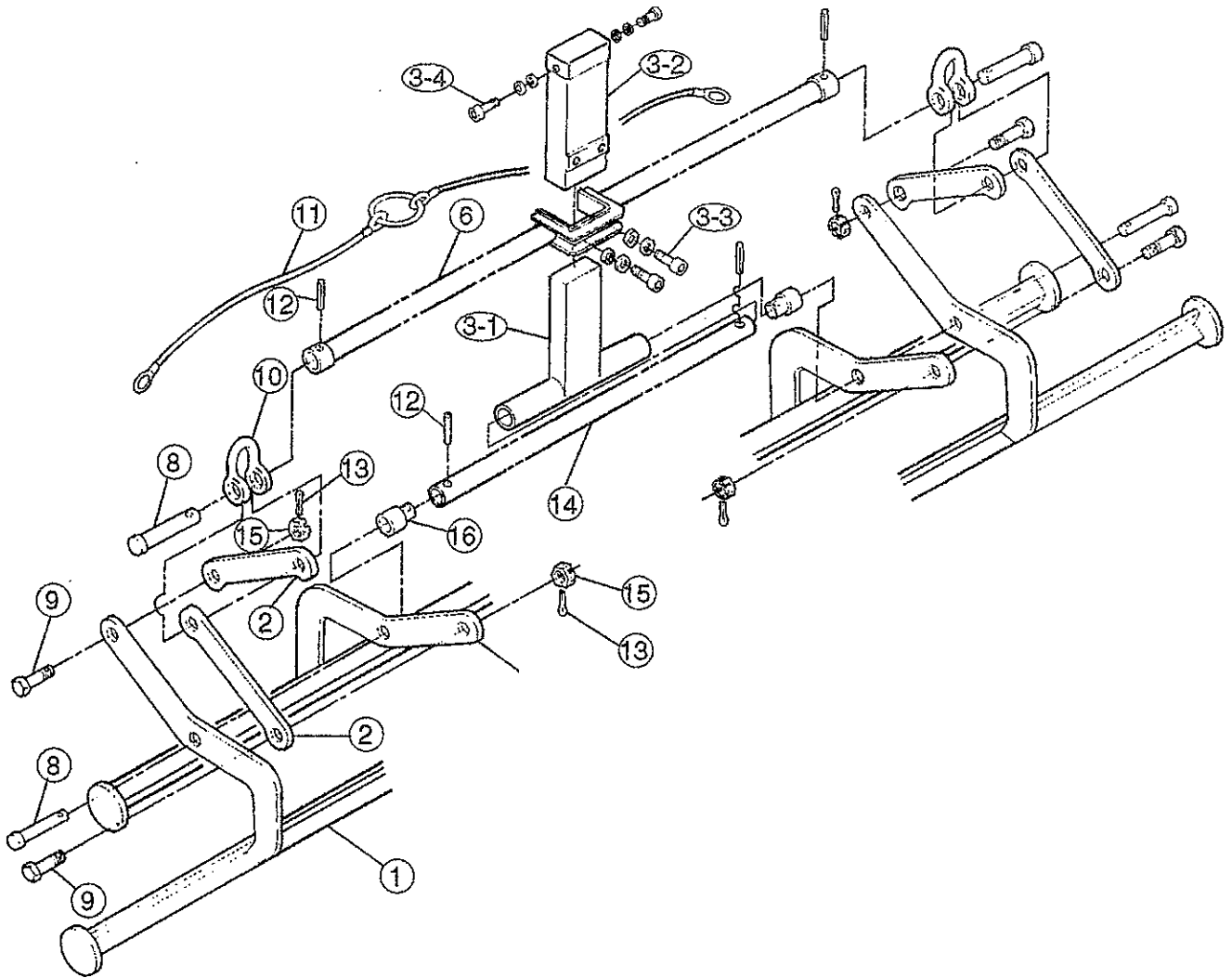
部品No.	部品名称	部品名称	セット個数
	シャックル	KBH500WH	
1	シャックル	KBCH500WH	2
2	シャックル連結棒	KBCC500WH	1
6	支持ピン	KBCP500WH	2
7	スプリングピン	KBCK500WH	2
	リンク	KBL500WH	
※3	リンク(刻印なし)	KBCL500WH	2
	リンク(刻印入り)	—	—
8	六角ボルト(長)		2
10	溝付ナット	KBCA500WH	2
11	割ピン		2

部品No.	部品名称	部品名称	セット個数
	爪	KBT500WH	
4	爪	KBCT500WH	2
9	六角ボルト(短)		2
10	溝付ナット	KBCB500WH	2
11	割りピン		2
5	ストッパー	KBCJ500WH	1
12	ワイヤロープ	KBCW500WH	1

※3 リンク刻印入りの部品販売は出来ません。

■部品名称

KBC500WA



部品No.	部品名称	部品名称	セット個数
1	爪	KBCB500WA	2
	リンク	KBR500WA	
※2	リンク(刻印なし)	KBCR500WA	2
	リンク(刻印入り)	—	—
9	ボルト		2
15	ナット	KBCM500WA	2
13	割ピン		2
	オート装置	KBO500WA	
3-1	オート案内パイプ	KBCO500WA	1
3-2	オート本体	KBCO500WA	1
3-4	オート取付ボルト	KBCD500WA	2
3-3	本体連結ボルト	KBCE500WA	2

部品No.	部品名称	部品名称	セット個数
	オート連結棒A	KBA500WA	
6	オート連結棒A	KBCA500WA	1
8	支持ピン	KBCP500WA	2
12	スプリングピン	KBCK500WA	2
	オート連結棒B	KBB500WA	
14	オート連結棒B		1
16	本体連結継手	KBCBJ500WA	2
12	スプリングピン		2
8	支持ピン	KBCP500WA	2
10	シャックル	KBCH500WA	2
11	ワイヤロープ	KBCW500WA	1

※3 リンク刻印入りの部品販売は出来ません。

■取り扱いについて

(1) 間知ブロックマトメ吊クランプ(以下クランプ)を付属のワイヤロープにより、クレーンフックに取り付けて下さい。ワイヤロープがねじれないようにご注意下さい。この時、ストッパーを掛けてクランプを開放状態にして下さい。(図1)

(2) 開放状態のまま、クランプを吊り上げて吊り荷上へ移動します。

(3) クランプをそのまま吊り荷上に降ろして下さい。ストッパーを手で外して吊り上げ状態にしてから、クレーンフックを巻き上げて下さい。クランプが吊り荷を吊り上げます。(図2)

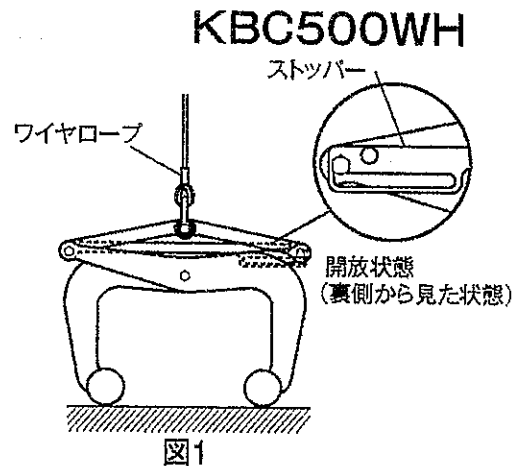


図1

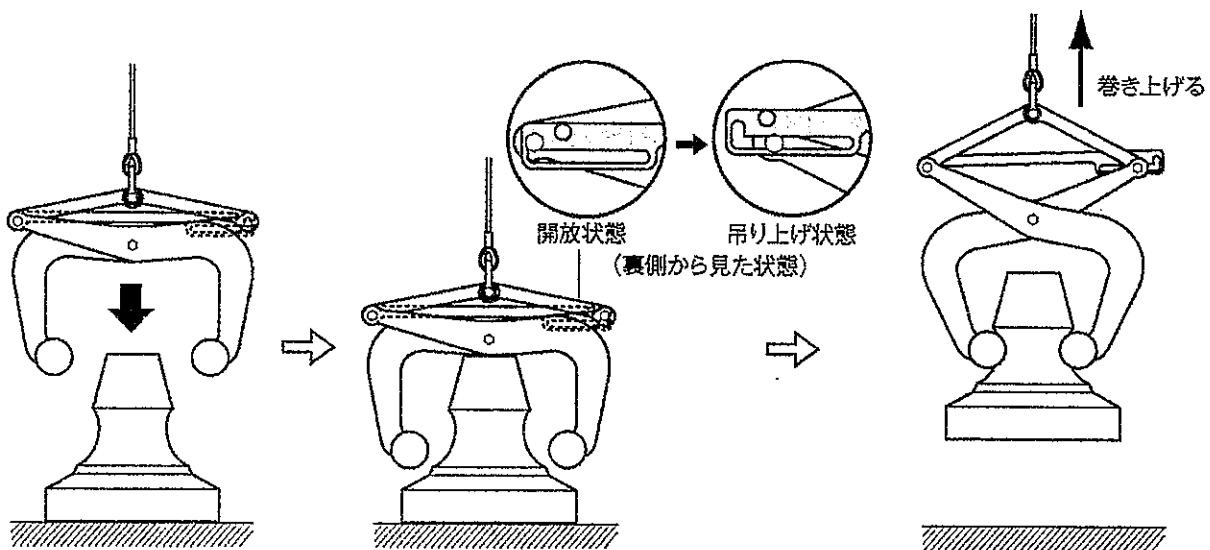


図2

(4) 必ず吊り荷が安定しているかを確認した後、目的地に移動させて下さい。

(5) 目的地に移動した後、クレーンフックを巻き下げ、吊り荷を着地させて下さい。吊り荷が安定した状態で着地しているかを確認して下さい。この時ストッパーは自動的に掛かりますが、万一掛かっていない時は手で掛けて下さい。

(6) クレーンフックを巻き上げて下さい。クランプのみ吊り上がります。(図3)

(7) 同じ作業を行う場合は、操作方法(2)より繰り返しご使用下さい。

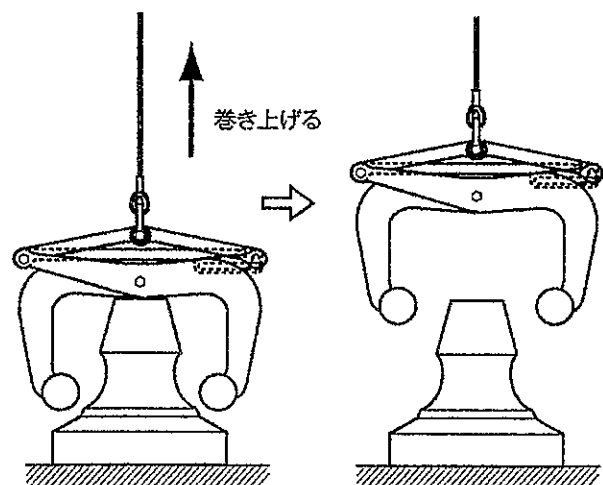
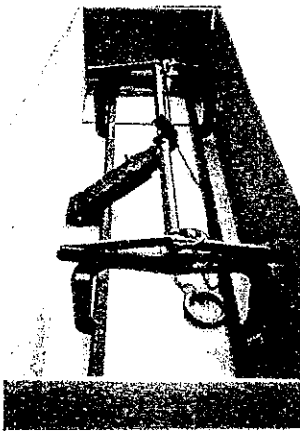


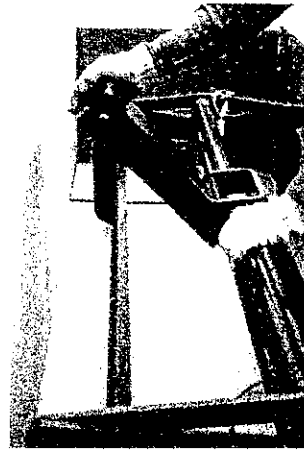
図3

1.組み立て方法（オート装置部の組み立て）

間知ブロックマトメ吊クランプ(以下クランプ)は、梱包から出す前にオート装置部の組み立てが必要です。オート連結棒A(部品 No.6)を、付属の六角棒スパナにて下の(1)~(4)の順序で、本体連結ボルト(部品 No.3-3)2本を確実に締め付けてオート装置部を完成させて下さい。(9ページをご参照下さい。)



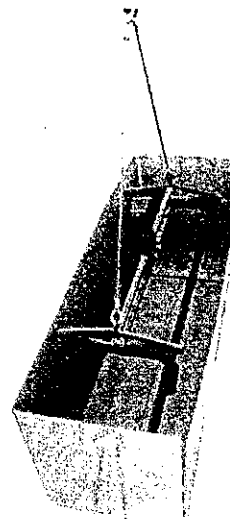
(1) 梱包状態



(2) オート本体を手で持ち上げオート本体の穴とオート連結棒④との穴を合わせる。



(3) 六角棒スパナで確実に本体連結ボルト2本を締め込む。



(4) 組み立て完了

2.操作方法

- (1) クランプをクレーンフックに掛け一旦吊り上げ、図1のような開放状態になっているかを確認して下さい。
開放状態であれば吊り上げ準備完了です。

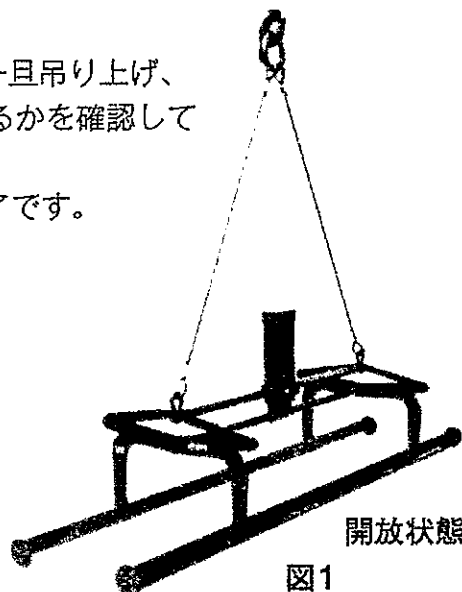
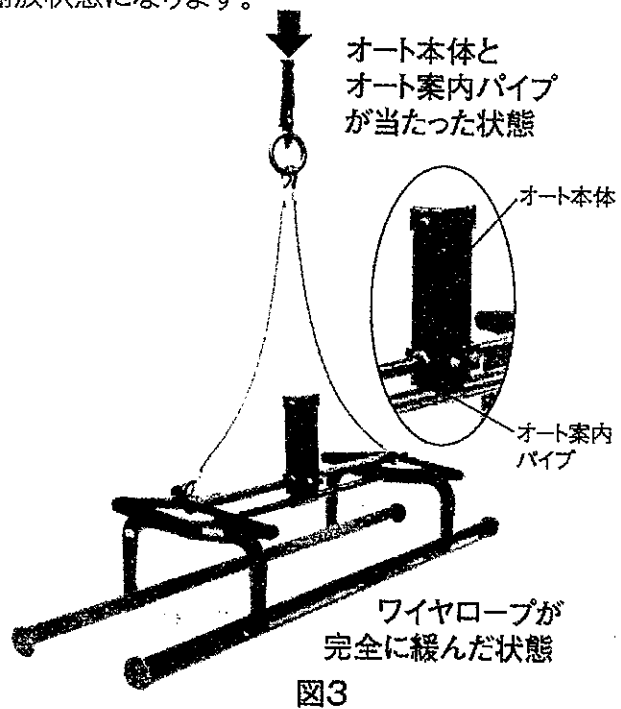
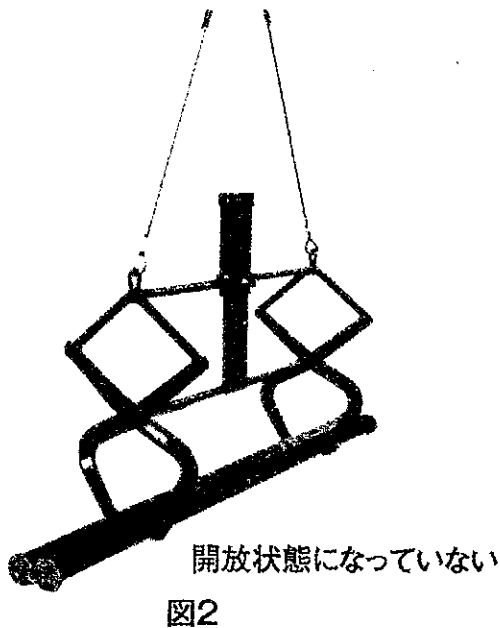


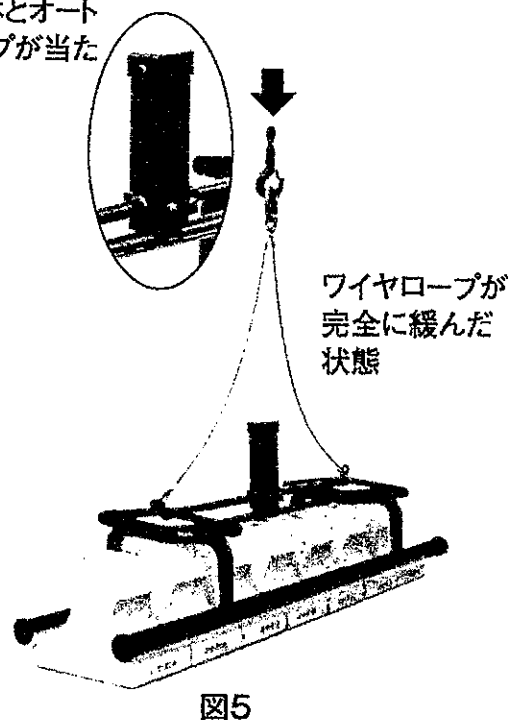
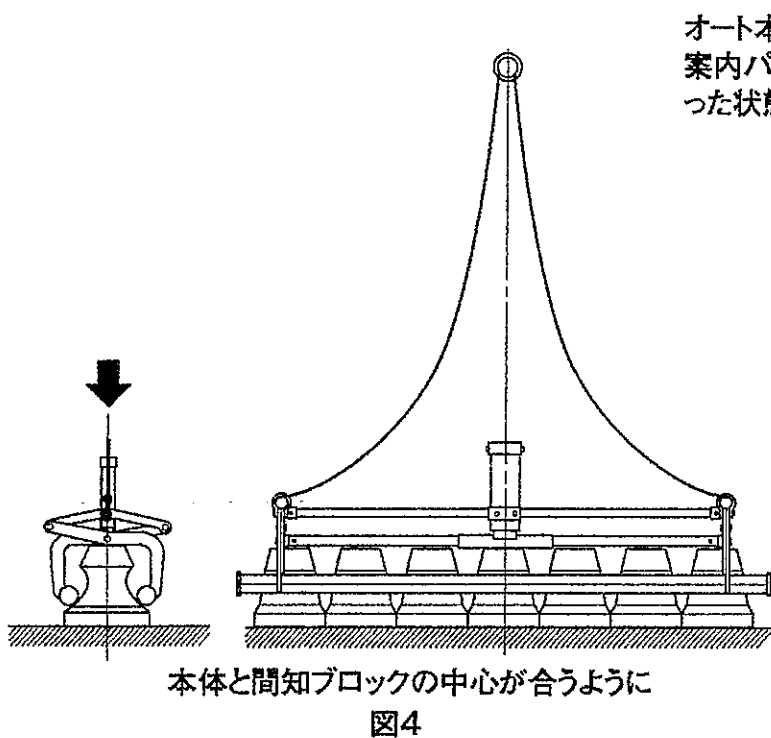
図1

(2) 図 2 のように開放状態になっていない場合は、オート本体とオート案内パイプが当たり、ワイヤロープが完全に緩むまでクレーンフックを巻き下げて下さい。(図 3)
再度吊り上げると前ページの図 1 のように開放状態になります。
これで吊り上げ準備完了です。

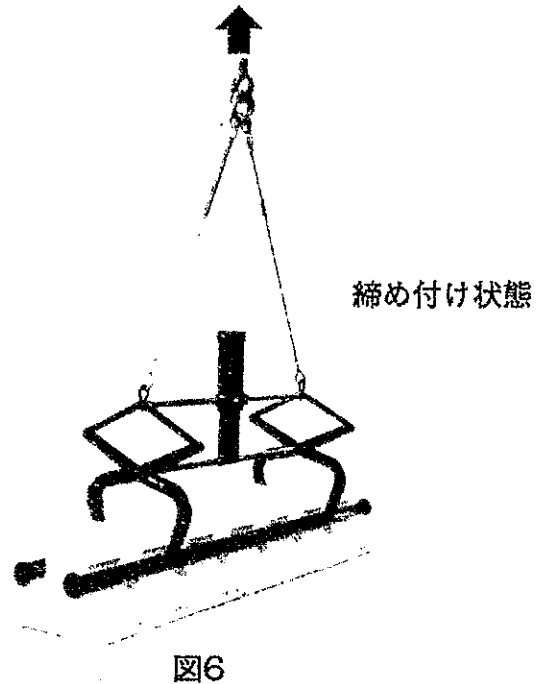


(3) 開放状態のまま、クランプを吊り荷上に移動します。

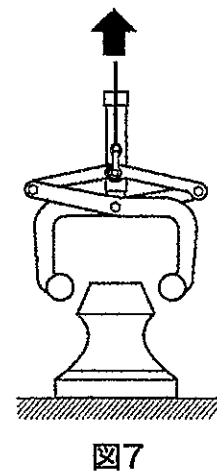
(4) クランプと吊り荷の中心が合うように、水平を保ちながらゆっくりクランプを降ろして下さい。(図 4)
オート本体とオート案内パイプが当たり、ワイヤロープが完全に緩むまでクレーンフックを巻き下げて下さい。(図 5)



- (5) クレーンフックを巻き上げて下さい。
クランプが吊り荷を吊り上げます。(図6)



- (6) 必ず吊り荷が安定しているかを確認した後、目的地に移動させて下さい。
- (7) 目的地に移動した後、クレーンフックを巻き下げ、吊り荷を着地させて下さい。吊り荷が安定した状態で着地しているかを確認し、オート本体とオート案内パイプが当たり、ワイヤロープが完全に緩むまでクレーンフックを巻き下げて下さい。(図5)
- (8) クレーンフックを巻き上げて下さい。クランプが自動的に開放状態となり、クランプのみ吊り上がります。(図7)



- (9) 同じ作業を行う場合は操作方法(3)より繰り返しご使用下さい。

△ 注 意

- ◆ 使用前には必ず、爪の摩耗・破損及びその他、各部に異常がないか確認・点検を行って下さい。
- ◆ くびれのある形状の間知ブロック以外の物には使用しないで下さい。
- ◆ 間知ブロックは出来るだけ平らな場所に一直線上に並べて下さい。
- ◆ 許容荷重の範囲内で使用して下さい。
- ◆ 許容クランプ範囲内で使用して下さい。
- ◆ 吊り荷が落ちる恐れのある区域内には立ち入らないで下さい。
- ◆ 吊り荷や吊クランプに衝撃を与えないで下さい。
- ◆ 吊り荷を急激に移動、又は急停止させないで下さい。
- ◆ 重心のずれた吊り方はしないで下さい。(グリップ位置がずれて、落下事故の恐れがあります。)
- ◆ 改造しないで下さい。加熱・加工などをした場合は、著しく品質(強度)の低下を招きます。
- ◆ 間知ブロックに水・油・砂・泥・氷・雪などの異物が付いている時は滑ることがあります。必ず吊り荷より取除いてご使用して下さい。

その他

1. 補修部品・修理のお問い合わせについて

補修部品・修理を必要とされる場合は、本クランプの使用を中止し、その旨、裏表紙の(株)スーパーツールの各支店・営業所宛ご連絡下さい。

2. 賠償責任保険について

本クランプは通常の使用条件の下で、品質上の欠陥により発生した損害に対して賠償金をお支払いできる保険に加入致しております。(ただしその範囲は保険金額内となります。)
以下の場合、保険の対象となりませんのでご注意下さい。

(1) 定格容量以上の吊り荷を吊り上げた場合。

(2) 取扱い上のミスまたは使用者独自の方法による修理改造などを行った場合。

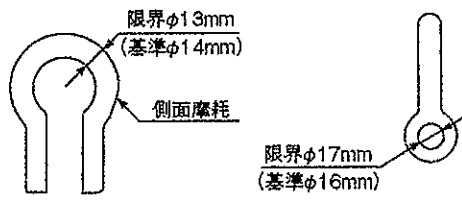
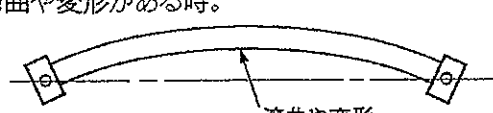
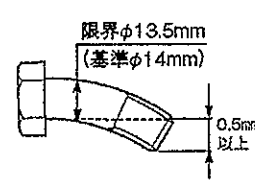
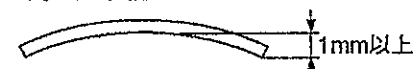
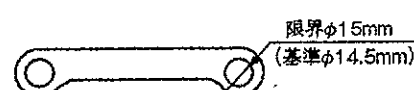
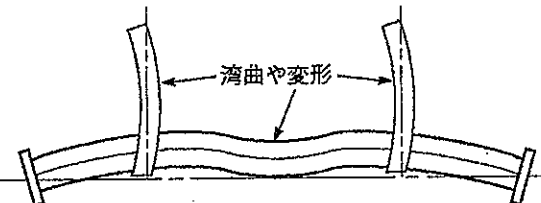
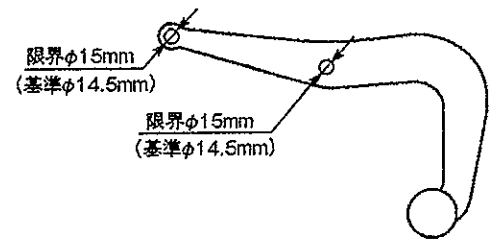
なお、本クランプに添付されている賠償責任保険申し込み依頼の郵便はがきに所定の項目を記入の上、必ずクランプ使用前に郵便ポストへ投函して下さい。

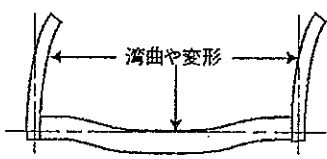
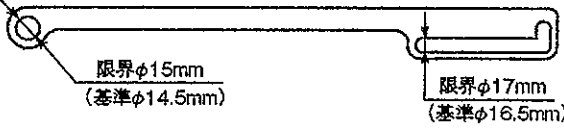
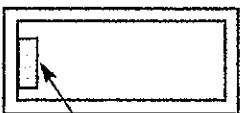
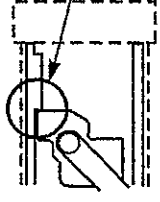
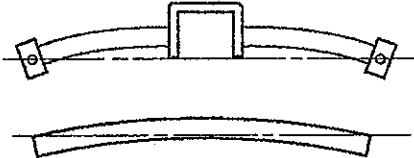
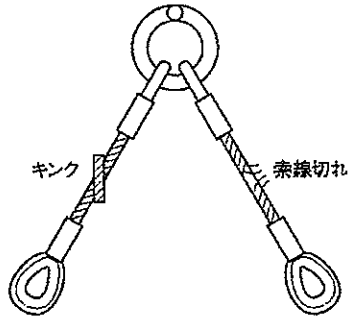
日常点検

作業の安全と能率低下を防ぐためにも日常の点検と手入れを実施して下さい。

1. 本体や爪・シャックル各部にきず及び割れなどの破損がないか。
2. ボルト・ナットやピン類の取付け状態はよいか。
3. 各部の作動状態はよいか。
4. その他点検基準をご参照下さい。

■点検基準

項目	点検方法	使用限界	処置
シャックル・シヤツクル連結棒	<ul style="list-style-type: none"> ●ぎず・割れがないか。(目視またはカラーチェック) ●吊り上げ部やボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目視等で確認された時。 ●1mm以上の摩耗や変形がある時。  ●湾曲や変形がある時。  	取替
各ボルト・ナット・支持ピン・割りピン	<ul style="list-style-type: none"> ●ボルト・支持ピンの摩耗や変形がないか。(測定具) ●ボルト・支持ピンの湾曲や変形がないか。(目視または測定具) ●ナットの取付状態はよいか。(目視) 	<ul style="list-style-type: none"> ●軸部直径が円周上の一ヶ所でもφ13.5mm以下になった時。 ●0.5mm以上の湾曲や変形がある時。  ●破損・緩み・外れている時。 	取替
リンク	<ul style="list-style-type: none"> ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●1mm以上の湾曲や変形がある時。  ●0.5mm以上の摩耗や変形がある時。  	刻印のあるリンクは吊具を廃却 刻印のないリンクは取替
爪	<ul style="list-style-type: none"> ●爪の湾曲や変形がないか。(目視) ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●湾曲や変形がある時。  ●0.5mm以上の摩耗や変形がある時。  	取替

項目	点検方法	使用限界	処置
ストッパー	<ul style="list-style-type: none"> ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。(測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●湾曲や変形がある時。  ●穴径が円周上の一ヶ所でも下記寸法以上になった時。  	取替
オート装置	<ul style="list-style-type: none"> ●摩耗や変形がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●2mm以上の摩耗や変形がある時。   	取替
オート連結棒 (B) (A)	<ul style="list-style-type: none"> ●湾曲や変形がないか。(目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●湾曲や変形がある時。  	取替
ワイヤロープセット	<ul style="list-style-type: none"> ●きず・割れ・索線切れ・錆がないか。(目視またはカラーチェック) ●摩耗や変形がないか。(測定具) ●キンクを起していないか。(目視) 	<p>(JIS規格点検基準に準じて下さい。)</p> 	取替

間知ブロックマトメ吊クランプ (KBC500WH / KBC500WA) 定期自主点検記録

品番: _____ 容量: _____ 製造番号: _____ 使用開始日: 年 月 日

点検要領は前頁の点検基準を参考に行ってください。

点検年月日	点検部品名称									総合判定(○・×)	点検者印
	シャックル・シャックル連結棒	各ボルト・ナット・支持ピン・割ピン	リンク	爪	ストッパー	オート装置	オート連結棒 A	オート連結棒 B	ワイヤロープセット		
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											

記号	点検内容
レ	点検して異常がなかった
T	締付整備をして異常なし
L	注油をして異常なし
C	清掃をして異常なし
○	部品を交換して異常なし
×	使用限界を超えている

- 点検の頻度は各事業所で独自に日時を決めて定期的に行ってください。
- 上記表中の各部品の点検の結果、左表の該当する点検内容の記号を書込んで下さい。
- 点検の結果、各部品に1つでも×の項目があった場合、総合判定は×として下さい。その場合、クランプの使用は出来ません。(×の項目を修理してから再度点検を行い総合判定で○となった後、使用を再開して下さい)